

「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を
改正する告示（令和6年文部科学省告示第50号、同第66号並びに同第99号）」に基づく出願資格の追加

信 州 大 学
(令和6年8月23日)

【帰国生徒選抜】（令和7年度入学者選抜要項 69 ページ、令和7年度学生募集要項（帰国生徒選抜） 11 ページ）

追 加 後	追 加 前
◆出願資格 日本国籍を有する方、日本国の永住許可を得ている方、その他これに準ずる方であって、外国の正規の教育制度に基づく教育機関において、日本の高等学校に相当する学校に最終学年を含めて2学年以上継続して学校教育を受け、かつ、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方とします。 ただし、人文学部、理学部及び農学部については、保護者の海外勤務等の事情による方に限ります。 (1)～(2) 略 (3)外国において、次の資格のいずれかを2023年又は2024年に取得した方 ①スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格 ②ドイツ連邦共和国の各州で大学入学資格として認められているアビトゥア資格 ③フランス共和国で大学入学資格として認められているバカロレア資格 ④グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国で大学入学資格として認められている GCE A レベル資格又は国際 A レベル資格 ⑤欧州連合構成国において大学入学資格として認められている欧州バカロレア資格 (4)外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS、Cognia、COBIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに修了した方又は修了見込みの方	◆出願資格 日本国籍を有する方、日本国の永住許可を得ている方、その他これに準ずる方であって、外国の正規の教育制度に基づく教育機関において、日本の高等学校に相当する学校に最終学年を含めて2学年以上継続して学校教育を受け、かつ、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方とします。 ただし、人文学部、理学部及び農学部については、保護者の海外勤務等の事情による方に限ります。 (1)～(2) 同左 (3)外国において、次の資格のいずれかを2023年又は2024年に取得した方 ①スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格 ②ドイツ連邦共和国の各州で大学入学資格として認められているアビトゥア資格 ③フランス共和国で大学入学資格として認められているバカロレア資格 ④グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国で大学入学資格として認められている GCE A レベル資格 [新規] (4)外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに修了した方又は修了見込みの方

追 加 後
◆出願資格 日本の国籍を有しない方のうち、出入国管理及び難民認定法の定めるところにより大学入学に支障のない在留資格を有する方又は取得することが可能な方であって、外国の正規の教育制度に基づく教育機関において、日本の高等学校に相当する学校に最終学年を含めて2学年以上継続して学校教育を受け、2024年度日本留学試験を受験し、かつ、2023年～2024年の間に TOEIC L&R 又は TOEFL iBT を受験している方で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方とします。 (1)～(2) 略 (3) 次の資格のいずれかを有する方 ① スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格 ② ドイツ連邦共和国の各州で大学入学資格として認められているアビトゥア資格 ③ フランス共和国で大学入学資格として認められているバカロレア資格 ④ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国で大学入学資格として認められている GCE A レベル資格又は国際 A レベル資格 ⑤ <u>欧州連合構成国において大学入学資格として認められている欧州バカロレア資格</u> (4) 外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS、<u>Cognia</u>、<u>COBIS</u>）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに修了した方又は修了見込みの方



追 加 前
◆出願資格 日本の国籍を有しない方のうち、出入国管理及び難民認定法の定めるところにより大学入学に支障のない在留資格を有する方又は取得することが可能な方であって、外国の正規の教育制度に基づく教育機関において、日本の高等学校に相当する学校に最終学年を含めて2学年以上継続して学校教育を受け、2024年度日本留学試験を受験し、かつ、2023年～2024年の間に TOEIC L&R 又は TOEFL iBT を受験している方で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方とします。 (1)～(2) 同左 (3) 次の資格のいずれかを有する方 ① スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格 ② ドイツ連邦共和国の各州で大学入学資格として認められているアビトゥア資格 ③ フランス共和国で大学入学資格として認められているバカロレア資格 ④ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国で大学入学資格として認められている GCE A レベル資格 [新規] (4) 外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに修了した方又は修了見込みの方